

外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく外国人介護人材技能向上研修事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の介護技術を向上するための集合研修等の実施等に係る費用の一部を補助することにより、外国人介護人材の資質の向上を図ることを目的とする。

3 補助事業の内容

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

ア 内容

県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下、「研修対象者」という。）の介護技術を向上することを目的として集合研修を実施する。

なお、実施にあたっては、別表1の内容を盛り込んだ実施計画を作成すること。また、集合研修を実施することを基本として差し支えないが、研修対象者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえ、研修内容のうち一部を集合研修以外の方法で実施することや、研修対象者のうち一部に対し集合研修以外の方法で実施することも可能である。集合研修以外の方法としては、研修講師が研修対象者の受入施設に訪問すること（施設訪問型）により研修を実施するなど、各地域の実情に沿う方法により研修を実施するものとする。

イ 実施主体

介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

ア 内容

外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修を実施する。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、学習支援方法に関する知識や技能に関する研修、外国人介護人材受入事例の紹介など、地域の実情に応じて必要な研修内容とすること。

なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができるものとする。

イ 実施主体

上記（１）を実施する者

（３）研修講師の養成研修の実施

ア 内容

上記（１）又は（２）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修を実施する。研修内容は、上記（１）又は（２）の研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な研修内容とすること。

イ 実施主体

介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体

４ オンライン方式による研修の実施

上記３（１）～（３）については、一定の条件を満たす場合においては、オンライン方式による研修の実施が可能である。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、同３（１）～（３）の内容を踏まえて設定すること。

（１）実施要件

実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。

ア 感染症拡大等の影響により、集合形式による実施が困難である場合

イ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合

ウ 研修内容が、オンライン形式による研修でも適切に実施できる内容である場合

（２）教材・マニュアル

教材については、上記３（１）については別表１の「研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。

また、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

（３）その他

オンライン方式による研修の実施について、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみを補助対象とする。

また、オンライン方式による研修の実施について、上記３と関係のない内容の研修が併せて実施されるような場合や、研修対象者以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、上記３の内容又は研修対象者に係る経費のみを補助対象とする。

５ その他

（１）上記３（１）について、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施する場合、合理的な方法により費用の按分を行い、研修対象者に係る経費のみを補助対象とする。

（２）この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年9月12日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年11月13日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

<p>研修内容</p>	<p>介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。</p> <p>なお、1日あたりの研修内容は、別表2に定めるもの以上であること。</p>
<p>研修体制</p>	<p>研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。</p> <p>また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。</p>
<p>研修成果等の確認</p>	<p>研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。</p>
<p>研修期間</p>	<p>研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。</p> <p>なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。</p>
<p>研修教材</p>	<p>研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。</p> <p>なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用すること。</p>

別表 2

内容	分類	時間
社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第四の教育内容（「介護実習」及び「医療的ケア」を除く）の内、2つ	左欄の1	講義1時間以上
		演習1時間以上
	左欄の2	講義1時間以上
		演習1時間以上